平成２４年（フ）第６３３号
東京都小金井市貫井北町２丁目５番22号ハイツ・シーダー201
債務者　今村　明子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４９６号
横浜市南区東蒔田町14番地１　小川アパート201号
債務者　志村　浩司
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５０５号
横浜市栄区中野町1111番地１　ルミネンス湘南桂台サウスウイング202号
債務者　山北　栄治
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７３８号
神奈川県藤沢市大庭5119番地の５　シティーハイム山鵠201号
債務者　松本　　剛
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２４９号
大阪市淀川区三津屋中２丁目15番11号　めぐみハイツ108号
債務者　宮田　真二
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２５６号
大阪市平野区加美鞍作１丁目10番25―306号
債務者　張　　由紀
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５０号
岡山市北区高柳東町12番２号
債務者　杉野真由美
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７５８号
神奈川県藤沢市藤沢１丁目８―10―207
債務者　渥美　利隆
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８０２号
東京都中野区江原町２丁目13―３―305
債務者　永嶺　恒夫
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８４１号
東京都世田谷区砧７丁目10―７―103
債務者　渡辺　賢一
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８４５号
東京都八王子市松木61―２　サングレイス京王堀之内コートＧ301
債務者　早田　早苗
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４４号
岡山県備前市三石3148番地４
債務者　左近みゆき（旧姓八幡）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７１号
岡山市北区奥田１丁目７番10―301号
債務者　森下登志子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８５号
岡山市中区原尾島３丁目15番25号　ドリームハイツ102、旧住所岡山市北区大供２丁目９番20―610号
債務者　古巻　信行
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９３号
岡山市南区西市509番地21
債務者　鈴木　健児
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部